

令和7年4月からの掛金率と負担金率

◎ 掛金率 【 標準報酬の月額・標準期末手当等の額 共通 】

(単位：千分率)

区分 組合員種別	厚生年金保険 (組合員保険料)	退職等年金給付	短期		福祉
			短期分	介護分	
一般組合員 (一般職)	91.5	7.5	52.0	8.30	2.12
特別職					
市町村長組合員					
特定消防組合員					
職員団体の事務に従事する組合員					
短期組合員	—	—	52.0	8.30	2.12
70歳以上組合員	—	7.5	52.0	—	2.12
75歳以上組合員	—	7.5	2.52	—	—
後期高齢者等 短期組合員	—	—	2.52	—	—
在職派遣職員	91.5	7.5	52.0	8.30	2.12
退職派遣職員	91.5	7.5	—	—	—

◎ 負担金率 【 標準報酬の月額・標準期末手当等の額 共通 】

(単位：千分率)

区分 組合員種別	厚生年金保険 (事業主負担分)	基礎年金 拠出金	経過的 長期	退職等 年金給付	短期				福祉	子ども・ 子育て 拠出金
					短期分	特別財政 調整分	育児・介護 休業手当金	介護分		
一般組合員	91.5	41.5	0.0939	7.5	52.0	0.1	0.87	8.30	2.12	—
特別職										
市町村長組合員										
特定消防組合員	91.5	41.5	—	7.5	52.0	0.1	0.87	8.30	2.12	3.6
職員団体の事務に従事する組合員										
短期組合員										
70歳以上組合員										
75歳以上組合員										
後期高齢者等 短期組合員	—	—	—	—	2.52	—	0.87	—	—	—
在職派遣職員	91.5	41.5	0.0939	7.5	52.0	0.1	0.87	8.30	2.12	3.6
退職派遣職員	91.5	41.5	0.0939	7.5	—	—	—	—	—	3.6

- (注) 1. 介護保険に係る掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象になります。
2. 任意継続組合員の掛金の率は、短期給付事業の掛金率と負担金率の合計です。ただし、40歳以上65歳未満の任意継続組合員は介護保険の掛金率と負担金率の合計が別途加算されます。
3. 短期給付事業の負担金率には、公的負担として地方公共団体が負担する財政調整負担金率、並びに育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金率が含まれています。
4. 75歳以上組合員・後期高齢者等短期組合員の短期給付事業のうち短期分については育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分のみが掛金と負担金の対象となります。
5. 短期掛金・負担金率を合算した104.00/1000のうち37.09/1000は、後期高齢者支援制度や前期高齢者医療制度等の高齢者医療制度を支えるための支援金・納付金等の支払に充てるための率(＝特定保険料率)となります。